

令和元年（2019 年）7 月 16 日

各 { 児童発達支援
医療型児童発達支援
居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援 } 事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

障害児通所支援の無償化の制度概要及び利用者周知への協力依頼について

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、幼児教育・保育の無償化に伴い、障害児通所支援についても、令和元年 10 月から、一部の利用者について、利用者負担が無償化されることとなりました。

当該無償化の制度概要は下記のとおりですので、関係職員に御周知いただきますようお願いいたします。また、各利用者への制度周知として、各区役所から制度周知ための御案内を送付いたしますが、貴事業所におかれましても、各利用者への制度周知に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 無償化の制度概要

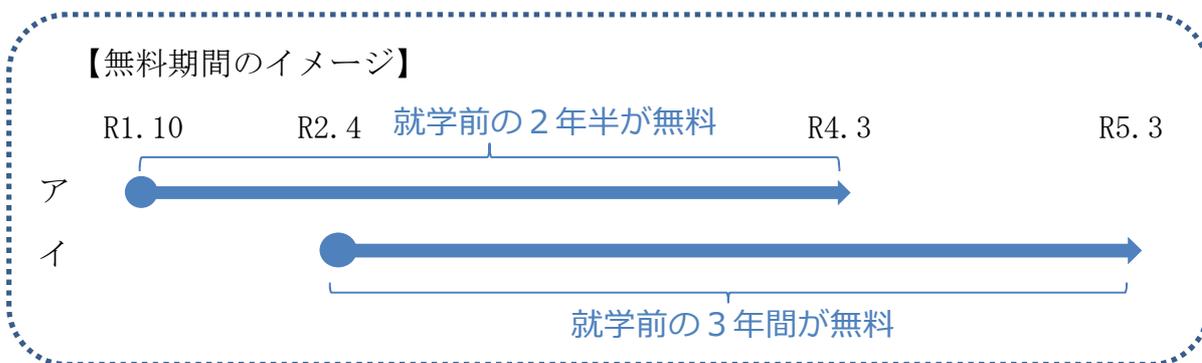
障害児通所支援（放課後等デイサービスを除く）を利用する未就学児について、満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から小学校就学までの 3 年間の利用者負担が無料となる。無料となる対象者及び無料期間の具体例は、下記のとおり。

(1) 無料となる対象者の具体例

時期	対象者
令和元年度	平成 25 年 4 月 2 日～平成 28 年 4 月 1 日生まれの児童
令和 2 年度	平成 26 年 4 月 2 日～平成 29 年 4 月 1 日生まれの児童

(2) 無料期間の具体例

- ア 令和元年10月に4歳になる場合
令和元年10月から令和4年3月まで。
- イ 令和元年10月に3歳になる場合
令和2年4月から令和5年3月まで。



※ 現時点で国から示されている制度の詳細は、Q&A【暫定版】（別添1）のとおり。ただし、当該Q&Aは、今後、国から示される情報等に基づき、内容を変更する可能性がある

2 利用者への制度周知の協力依頼

令和元年7月16日（火）以降、各区役所から、障害児通所支援（放課後等デイサービスを除く）を利用する全ての未就学児の保護者に対して、周知資料（別添2）を送付いたしますが、貴事業所におかれましても、事業所内への周知資料の掲示や、無償化の対象となる利用者へ個別説明など、円滑な制度実施に向けて、可能な限り制度周知に御協力いただきますようお願いいたします。

3 留意事項

- (1) 無償化対象児童に係る具体的な事務の取扱いについては、Q&A【確定版】と併せて、別途通知いたします。
- (2) 厚生労働省が示している自治体事務FAQ（別添3のNo.12）に基づき、無償化の対象となったことをもって、新たな受給者証の一斉送付は行いませんので、今回の受給者証の更新までの間は、受給者証記載の生年月日（別添4を参照）により、無償化の対象適否を確認してください。
- (3) 制度についての疑問点等がある場合は、要旨を簡潔にまとめ、7月31日（水）ま

でに障がい福祉課へ電子メールで送付してください。なお、回答は、原則、Q&A【確定版】への掲載にて行いますが、Q&Aへの掲載が適さないものは、個別に回答を行います。

4 添付資料

- (1) 障害児通所支援の無償化に係る事業者向けQ&A【暫定版】 別添1
- (2) 障害児通所支援の無償化に係る周知資料 別添2
- (3) 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ（厚生労働省） 別添3
- (4) 通所支援受給者証（見本） 別添4

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市障がい福祉課給付管理係 TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181 E-mail： sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
--